公営住宅における実態を踏まえた残置物モデル契約条項の活用検証事業（NPOあんしんネットワーク）

課題	住宅セーフティネットとなる公営住宅において、単身入居者死亡後の残置物の片づけが課題となっている。平成28年8月国交省「公営住宅の単身入居者死亡に係る残置物の取扱いに関する調査」によると約40%の自治体が単身入居者の死亡後の引き取り手のない遺品が放置されている公営住宅を抱えている。 これにより新しい入居者に部屋を貸すことができない状態になっている。
目的	公営住宅における実態を踏まえての残置物モデル契約条項の効果的な活用を図るために、残置物の取扱いに関する仕組みを整備し、遺品の放置を回避する仕組みを構築することを目的とする。また、遺族、受任者、関係者の負担が軽減される仕組みの検討を行い、同様の課題がある民間賃貸住宅での活用に向けた検討も行っていく。
取組内容	・現状の把握と問題点の特定（ヒアリング・アンケート調査） ・残置物モデル契約条項を活用したパッケージサービスの検討 ⇒遺族、受任者、関係者の負担が軽減されるサービスメニューの検討
成果	・現状把握のためのアンケート調査について、全都道府県内自治体を対象にすることはできなかったが、32都道府県881区市町村を対象にして約半数の回答を得ることができ、一定数のデータ収集による現状把握を行うことができた。 ・残置物モデル契約条項活用における課題である片付け費用について、これを捻出するための保険開発を進めることができた。

アンケート調査対象都道府県

エリア名	都道府県名
北海道・東北	北海道・岩手県・宮城県・山形県・福島県
関東	茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
中部	山梨県・静岡県・愛知県・福井県・石川県・富山県
近畿	京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国・四国	岡山県・広島県・山口県・徳島県・愛媛県
九州・沖縄	福岡県・大分県・長崎県・熊本県・沖縄県

現状の課題	対応するサービス
相続人調査に時間がかかる、連絡が取れない等で物件に残された家財（残置物）が片付けできない	残置物関係 事務委託サービス
残置物の片づけ費用を支払う相続人等がいない	片付け費用補償 ＋ 片付け手配

対象32都道府県881区市町村⇒回収17都道府県448区市町村（回収率50.9%）